

別表六（五）の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人（令第142条の2第2項（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）の規定の適用を受ける内国法人に限ります。）が法第69条第1項から第3項まで（外国税額の控除）の規定若しくは同条第18項若しくは第19項（これらの規定を同条第23項及び第24項において準用する場合を含みます。）の適用を受ける場合（外国法人（令第195条第2項（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）の規定の適用を受ける外国法人に限ります。）が法第144条の2第1項から第3項まで（外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合を含みます。）又は租税条約（我が国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約をいいます。）において定めるところによりこれらの規定の適用を受ける場合において、当該事業年度において納付した令第142条の2第2項又は第195条第2項に規定する利子等に係る外国法人税（令第142条の2第2項に規定する外国法人税をいいます。以下1において同じです。）の額及び当該外国法人税とみなされたものの額について記載します。ただし、令第142条の2第5項に定める取引に基因して生じた所得に対して課される外国法人税の額については、記載しません。
- 2 「控除対象外国法人税額11」の欄は、「所得率24」の割合が10%以下である場合には「又は15%」を消し、当該割合が10%を超え20%以下である場合には「10%又は」を消し、当該割合が20%を超える場合には「 $((4) \times (10\% \text{又は} 15\%))$ と」及び「うち少ない」を消します。
- 3 「所得金額仮計16」の欄は、当該事業年度において法第64条の8（通算法人の合併等があった場合の欠損金の損金算入）の規定により損金の額に算入された金額又は令第19条第6項（関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額）の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの規定を適用しないで計算した場合の別表四「26の①」の金額を記載します。
- 4 「外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の損金不算入額19」の欄は、法第39条の2（外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等の損金不算入）の規定の適用を受ける同条に規定する外国源泉税等の額を記載します。
- 5 「総収入金額等23」の欄には、令第142条の2第2項各号又は第195条第2項各号に定める金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。